



宮 崎 県 公 報

平成30年3月27日(火曜日)号外 第6号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

条 例	頁
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………(財政課) 1	一部を改正する条例……………(市町村課) 18
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の	○宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………(“) 20

本号で公布された条例のあらまし

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センターにおける機器の追加並びに県立高等水産研修所における研修室の使用等に伴う使用料について、改定等を行うこととしました。
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に伴い、関連する手数料について新設、改定等を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 改正の理由及び主な内容

児童福祉法等に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 改正の理由及び主な内容

住民基本台帳法の規定に基づき、行政事務の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステム利用事務を追加する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(手数料)	(手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。

(1)～(94)の4 [略]

(94)の5・(94)の6

(95)～(96)の5 [略]

(97)～(142) [略]

(142)の2 介護保険法第46条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査 居宅介護支援事業者指定申請手数料

(142)の3・(142)の4 [略]

(143)～(143)の10 [略]

(143)の11 介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 居宅介護支援事業者指定更新申請手数料

(143)の12 [略]

(144)～(144)の3 [略]

(144)の4 [略]

(144)の5～(144)の9 [略]

(145)～(160) [略]

(161) クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）第2条第2項の規定に基づくクリーニング師免許証の訂正 クリーニング師免許証訂正手数料

(162) クリーニング業法施行令第2条第3項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付 クリーニング師免許証再交付手数料

(163)～(390) [略]

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。

(1)～(94)の4 [略]

(94)の5 土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査 汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料

(94)の6 土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 汚染土壌処理業の法人の合併又は分割承認申請手数料

(94)の7 土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者の相続の承認の申請に対する審査 汚染土壌処理業の相続承認申請手数料

(94)の8・(94)の9

(95)～(96)の5 [略]

(96)の6 廃棄物処理法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料

(96)の7 廃棄物処理法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料

(97)～(142) [略]

(142)の2・(142)の3 [略]

(143)～(143)の10 [略]

(143)の11 [略]

(144)～(144)の3 [略]

(144)の4 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 介護医療院開設許可申請手数料

(144)の5 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 介護医療院変更許可申請手数料

(144)の6 [略]

(144)の7 介護保険法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査 介護医療院開設許可更新申請手数料

(144)の8～(144)の12 [略]

(145)～(160) [略]

(161) クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）第1条第2項の規定に基づくクリーニング師免許証の訂正 クリーニング師免許証訂正手数料

(162) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付 クリーニング師免許証再交付手数料

(163)～(390) [略]

(390)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査 特定開発行為許可申請手数料

(390)の3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査 特定開発行為変更許可申請手数料

(391)～(401) [略]

(402) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 用途地域等における建築等許可申請手数料

(403)・(404) [略]

(405) 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料

(405)の2 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

(406) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の敷地面積の特例許可申請手数料

(407)～(410) [略]

(411) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料

(412)・(413) [略]

(414) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

(415) [略]

(416) 建築基準法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

(417)・(418) [略]

(419) 建築基準法第68条の5の6第1項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査 地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料

(420)～(425) [略]

(426) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離

(390)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第10条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査 特定開発行為許可申請手数料

(390)の3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査 特定開発行為変更許可申請手数料

(391)～(401) [略]

(402) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 用途地域等における建築等許可申請手数料

(403)・(404) [略]

(405) 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料

(405)の2 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

(406) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の敷地面積の特例許可申請手数料

(407)～(410) [略]

(411) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料

(412)・(413) [略]

(414) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

(415) [略]

(416) 建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

(417)・(418) [略]

(419) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査 地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料

(420)～(425) [略]

(426) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は

又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 (426)の2 [略]
 (427) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第
 115条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特
 例の許可の申請に対する審査 予定道路に係る建築物の敷地と
 道路との関係の特例許可申請手数料
 (428)～(440)の2 [略]
 (441) 積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第 111号) 第3条
 第1項の規定に基づく積立式宅地建物販売業の許可の申請に対
 する審査 積立式宅地建物販売業の許可申請手数料
 (442)～(453) [略]
 2～5 [略]

別表第1 (第2条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
9 工業	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
技術セ ンター 、食品 開発セ ンター 及び機 械技術 センタ ー使用 料	金 属 加 工 機 械 器 具	[略]	[略]	[略]	[略]
	小型射出成形 機	[略]	[略]	[略]	[略]
	輪郭測定機	[略]	[略]	[略]	[略]
	三次元干渉測 定顕微鏡	同	2,995円	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	ドリルタップ 盤	[略]	[略]	[略]	[略]
	放電被覆肉盛 り装置	同	320円	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	蛍光X線分析 装置(エネ ルギー分散型)	[略]	[略]	[略]	[略]

高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 (426)の2 [略]
 (427) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平
 成9年法律第49号) 第 116条第1項の規定に基づく建築物の
 敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査 予定道
 路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料
 (428)～(440)の2 [略]
 (441) 積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第 111号) 第3条
 の規定に基づく積立式宅地建物販売業の許可の申請に対する審
 査 積立式宅地建物販売業の許可申請手数料
 (442)～(453) [略]
 2～5 [略]

別表第1 (第2条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
9 工業	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
技術セ ンター 、食品 開発セ ンター 及び機 械技術 センタ ー使用 料	金 属 加 工 機 械 器 具	[略]	[略]	[略]	[略]
	小型射出成形 機	[略]	[略]	[略]	[略]
	電波暗室(ギ ガヘルツ対応)	同	2,025円	[略]	[略]
	サージイミュ ニティ試験器 (15キロボル ト対応)	同	1,130円	[略]	[略]
	ファースト ランジェント /パーストイ ミュニティ試 験器(4.8キ ロボルト対応)	同	755円	[略]	[略]
	静電気試験器 (30キロボル ト対応)	同	800円	[略]	[略]
	低周波EMC 試験システム	同	780円	[略]	[略]
	CNC画像測 定機	同	3,055円	[略]	[略]
	輪郭測定機	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	ドリルタップ 盤	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	蛍光X線分析 装置(エネ ルギー分散型)	[略]	[略]	[略]	[略]
	赤外顕微鏡付 FT-IR	同	1,730円	[略]	[略]

修所授 業料及 び高等 水産研 修所宿 泊室等 使用料	泊 室 等 使 用 料	体育館	[略]			
			研修室	1室につ き		使用 前
修所授 業料及 び高等 水産研 修所宿 泊室等 使用料	泊 室 等 使 用 料	体育館	[略]			
				午前 午後	975円 1,950円	
[略]						

別表第 2 (第 3 条関係)

手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
24 危険 物製造 所等の 設置許 可申請 手数料	[略]			
	準特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外 タンク貯蔵所を除く。)	同	530,000円	
	特定屋 外タン ク貯蔵 所(浮 き屋根 を有す る特定 屋外貯 蔵タン クのう ち総務 省令で 定める ものに	同	830,000円	
	危険物の貯蔵 最大数量が 1 ,000キロリッ トル以上 5,0 00キロリッ トル未満のもの			
	危険物の貯蔵 最大数量が 5 ,000キロリッ トル以上 1 万 キロリットル 未満のもの	同	1,010,000円	
	危険物の貯蔵 最大数量が 1	同	1,120,000円	

別表第 2 (第 3 条関係)

手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
24 危険 物製造 所等の 設置許 可申請 手数料	[略]			
	準特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外 タンク貯蔵所を除く。)	同	570,000円	
	特定屋 外タン ク貯蔵 所(浮 き屋根 を有す る特定 屋外貯 蔵タン クのう ち総務 省令で 定める ものに	同	880,000円	
	危険物の貯蔵 最大数量が 1 ,000キロリッ トル以上 5,0 00キロリッ トル未満のもの			
	危険物の貯蔵 最大数量が 5 ,000キロリッ トル以上 1 万 キロリットル 未満のもの	同	1,070,000円	
	危険物の貯蔵 最大数量が 1	同	1,200,000円	

手数料	貯蔵所	最大数量が 5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの			手数料	貯蔵所	最大数量が 5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの				
		危険物の貯蔵 最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	同	<u>700,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	同	<u>730,000円</u>		
		危険物の貯蔵 最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	同	<u>920,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	同	<u>960,000円</u>		
		危険物の貯蔵 最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	<u>1,040,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	<u>1,090,000円</u>		
		危険物の貯蔵 最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	<u>1,600,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	<u>1,660,000円</u>		
		危険物の貯蔵 最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	<u>1,820,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	<u>1,900,000円</u>		
		危険物の貯蔵 最大数量が40万キロリットル以上のもの	同	<u>2,030,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が40万キロリットル以上のもの	同	<u>2,120,000円</u>		
		溶接部検査	特定 屋外 タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵 最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの			同	<u>490,000円</u>	溶接部検査	特定 屋外 タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵 最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの
			危険物の貯蔵 最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	同		<u>630,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	同	<u>680,000円</u>
			危険物の貯蔵 最大数量が1万キロリットル	同		<u>990,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が1万キロリットル	同	<u>1,030,000円</u>

手数料	丙種危険物取扱者試験	同	2,700円		手数料	丙種危険物取扱者試験	同	3,600円	
[略]					[略]				
33 危険物取扱者免状再交付手数料		[略]	1,800円		33 危険物取扱者免状再交付手数料		[略]	1,900円	
[略]					[略]				
35 特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査手数料	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	[略]	310,000円	35 特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査手数料	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	[略]	320,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	同	430,000円			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	同	460,000円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	同	720,000円			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	同	750,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	同	960,000円			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	同	1,020,000円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	1,210,000円			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	1,300,000円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	2,950,000円			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	3,150,000円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	3,620,000円			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	3,870,000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	同	4,170,000円			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	同	4,460,000円

	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	2,660,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	同	3,190,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	同	4,790,000円	
[略]					
36	消防設備士免状交付手数料		[略]	2,800円	
37	消防設備士試験手数料	甲種消防設備士試験	[略]	5,000円	
		乙種消防設備士試験	同	3,400円	
[略]					
39	消防設備士免状再交付手数料		[略]	1,800円	
[略]					
41	高圧ガス製造許可又は承認申請手数料	[略]	[略]	[略]	
		移動式製造設備を使用する場合	[略]	[略]	
[略]					
42	高圧ガス製造施設等変更許可又は変更承認申請手数料	処理容積の増加	[略]	当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあって	変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに
		移動式製造設備を使用	[略]		
	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	2,690,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	同	3,230,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	同	4,830,000円	
[略]					
36	消防設備士免状交付手数料		[略]	2,900円	
37	消防設備士試験手数料	甲種消防設備士試験	[略]	5,700円	
		乙種消防設備士試験	同	3,800円	
[略]					
39	消防設備士免状再交付手数料		[略]	1,900円	
[略]					
41	高圧ガス製造許可又は承認申請手数料	[略]	[略]	[略]	
		移動式製造設備のみを使用する場合	[略]	[略]	
[略]					
42	高圧ガス製造施設等変更許可又は変更承認申請手数料	処理容積の増加	[略]	変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに	変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに
		移動式製造設備の	[略]		

	する 場 合		は、変更 前 の 処 理 容 積 か ら 当 該 撤 去 す る 設 備 に 係 る 処 理 容 積 を 控 除 し た 容 積 と す る。		使 用 す る 場 合		設 備 を 設 置 す る も の で あ る 場 合 に あ っ て は、 変 更 前 の 処 理 容 積 か ら 当 該 撤 去 す る 設 備 に 係 る 処 理 容 積 を 控 除 し た 容 積) に 比 し て 増 加 す る 容 積 と す る。
	冷 凍 の た め の 設 備 を 使 用 す る 場 合	[略]	当 該 変 更 が 設 備 の 全 部 又 は 一 部 を 撤 去 し、 当 該 撤 去 す る 設 備 に 代 え て 新 た に 設 備 を 設 置 す る も の で あ る 場 合 に あ っ て は、 変 更 前 の 冷 凍 能 力 か ら 当 該 撤 去 す る 設 備 に 係 る 冷 凍 能 力 を 控 除 し た 能 力 と す る。		冷 凍 の た め の 設 備 を 使 用 す る 場 合	[略]	変 更 後 の 冷 凍 能 力 が 変 更 前 の 冷 凍 能 力 (当 該 変 更 が 設 備 の 全 部 又 は 一 部 を 撤 去 し、 当 該 撤 去 す る 設 備 に 代 え て 新 た に 設 備 を 設 置 す る も の で あ る 場 合 に あ っ て は、 変 更 前 の 冷 凍 能 力 か ら 当 該 撤 去 す る 設 備 に 係 る 冷 凍 能 力 を 控 除 し た 能 力) に 比 し て 増 加 す る 能 力 と す る。
	[略]				[略]		
64	液 化 石 油 ガ ス 充 て ん 設 備 変 更 許 可 申 請	[略]	1 万 9、000 円 に 変 更 に 係 る 充 て ん 設 備 の 数 を 乗 じ て 得 た 額		64	液 化 石 油 ガ ス 充 て ん 設 備 変 更 許 可 申 請	1 万 7、000 円 に 変 更 に 係 る 充 て ん 設 備 の 数 を 乗 じ て 得 た 額

手数料					手数料				
[略]					[略]				
94の4 [略]					94の4 [略]				
					94の5 汚染土 壌処理 業譲渡 及び譲 受承認 申請手 数料	1件に つき	70,000円		
					94の6 汚染土 壌処理 業の法 人の合 併又は 分割承 認申請 手数料	1件に つき	70,000円		
					94の7 汚染土 壌処理 業の租 続承認 申請手 数料	1件に つき	70,000円		
94の5・94の6 [略]					94の8・94の9 [略]				
[略]					[略]				
96の5 [略]					96の5 [略]				
					96の6 2以上 の事業 者によ る産業 廃棄物 の処理 に係る 特例の 認定申 請手数 料	1件に つき	147,000円		
					96の7 2以上 の事業 者によ る産業 廃棄物 の処理 に係る 特例の 変更認 定申請 手数料	1件に つき	134,000円		

[略]					[略]				
111の10 破砕 業の変 更許可 申請手 数料		[略]	75,000円		111の10 破砕 業の変 更許可 申請手 数料		[略]	67,000円	
[略]					[略]				
142 居 宅サー ビス事 業者指 定申請 手数料	[略]				142 居 宅サー ビス事 業者指 定申請 手数料	[略]			
142の2 — <u>居宅</u> — <u>介護支</u> — <u>援事業</u> — <u>者指定</u> — <u>申請手</u> — <u>数料</u>		1件に つき	15,000円						
142の3・142の4 [略]					142の2・142の3 [略]				
[略]					[略]				
143の10 居宅 サービ ス事業 者指定 更新申 請手数 料	[略]				143の10 居宅 サービ ス事業 者指定 更新申 請手数 料	[略]			
143の11 — <u>居宅</u> — <u>介護支</u> — <u>援事業</u> — <u>者指定</u> — <u>更新申</u> — <u>請手数</u> — <u>料</u>		1件に つき	7,500円						
143の12 [略]					143の11 [略]				
[略]					[略]				
144の3 [略]					144の3 [略]				
					144の4 — <u>介護</u> — <u>医療院</u> — <u>開設許</u> — <u>可申請</u> — <u>手数料</u>		1件に つき	63,000円	
					144の5 — <u>介護</u> — <u>医療院</u> — <u>変更許</u> — <u>可申請</u> — <u>手数料</u>		1件に つき	33,000円	

144の4 [略]					144の6 [略]					
					144の7 介護 医療院 開設許 可更新 申請手 数料		1件に つき		15,000円	
144の5～ 144の9 [略]					144の8～ 144の12 [略]					
[略]					[略]					
279 砂 利採取 計画認 可申請 手数料		[略]		37,700円	279 砂 利採取 計画認 可申請 手数料		[略]		33,900円	
280 砂 利採取 計画変 更認可 申請手 数料		[略]		17,000円	280 砂 利採取 計画変 更認可 申請手 数料		[略]		15,000円	
[略]					[略]					
405 建 築物の 建ぺい 率の特 例許可 申請手 数料		[略]			405 建 築物の 建蔽率 の特例 許可申 請手数 料		[略]			
405の2 建築 物の建 ぺい率 に關す る制限 の適用 除外に 係る許 可申請 手数料		[略]			405の2 建築 物の建 蔽率に 關する 制限の 適用除 外に係 る許可 申請手 数料		[略]			
[略]					[略]					
411 高 度利用 地区に おける 建築物 の容積 率、建 ぺい率 、建築 面積又 は壁面 の位置 の特例		[略]			411 高 度利用 地区に おける 建築物 の容積 率、建 蔽率、 建築面 積又は 壁面の 位置の 特例許		[略]			

許可申請手数料		可申請手数料	
[略]		[略]	
414 再開発等促進区等における建築物の容積率、 <u>建ぺい</u> 率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	[略]	414 再開発等促進区等における建築物の容積率、 <u>建蔽</u> 率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	[略]
[略]		[略]	
419 地区計画等の区域における建築物の <u>建ぺい</u> 率の特例認定申請手数料	[略]	419 地区計画等の区域における建築物の <u>建蔽率</u> の特例認定申請手数料	[略]
[略]		[略]	
426 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい</u> 率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る	[略]	426 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る	[略]

認定申請手数料				
[略]				
429 二級建築士又は木造建築士の試験手数料		[略]	16,900円	
[略]				

定申請手数料				
[略]				
429 二級建築士又は木造建築士の試験手数料		[略]	17,700円	
[略]				

別表第 3（第 3 条関係）

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
4 液化石油ガス保安法第 38 条の 5 第 2 項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス保安法第 38 条の 5	[略]
[略]		
7 介護保険法第 69 条の 2 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護保険法第 69 条の 33 第 2 項において準用する同法第 69 条の 27 第 2 項	[略]
8 介護保険法第 69 条の 8 第 2 項の規定に基づく更新研修の実施	介護保険法第 69 条の 33 第 2 項において準用する同法第 69 条の 27 第 2 項	[略]
[略]		

別表第 3（第 3 条関係）

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
4 液化石油ガス保安法第 38 条の 5 第 2 項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス保安法第 38 条の 6	[略]
[略]		
7 介護保険法第 69 条の 2 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護保険法第 69 条の 33 第 2 項において準用する同法第 69 条の 27 第 2 項において準用する同法第 69 条の 26	[略]
8 介護保険法第 69 条の 8 第 2 項の規定に基づく更新研修の実施	介護保険法第 69 条の 33 第 2 項において準用する同法第 69 条の 27 第 2 項において準用する同法第 69 条の 26	[略]
[略]		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 条第 1 項第 161号、第 162号、第 390号の 2、第 390号の 3、第 406号及び第 416号の改正規定、同項第 419号の改正規定（「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分を除く。）並びに同項第 427号及び第 441号の改正規定並びに別表第 2 の 41の項及び 42の項の改正規定並びに別表第 3 の改正規定 公布の日
- (2) 別表第 2 の 30の項、31の項、33の項、36の項、37の項及び 39の項の改正規定 平成30年5月1日

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第 9 号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
事	務	市町村	事	務	市町村
[略]			[略]		
14の 8	児童福祉法（昭和22年法律第 164号）による次の事務	[略]	14の 8	児童福祉法（昭和22年法律第 164号）による次の事務	[略]

<p>(1) 第21条の5の3第1項の規定による指定に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 第21条の5の19第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第21条の5の19第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第21条の5の22第1項の規定による勧告に関すること。</p> <p>(6) 第21条の5の22第2項の規定による公表に関すること。</p> <p>(7) 第21条の5の22第3項の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(8) 第21条の5の22第4項の規定による公示に関すること。</p> <p>(9) 第21条の5の23第1項の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に関すること。</p> <p>(10) 第21条の5の24の規定による公示に関すること。</p>		<p>(1) 第21条の5の3第1項の規定による指定(第21条の5の20第1項の規定による変更の申請に係るものを含む。)に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 第21条の5の20第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第21条の5の20第4項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第21条の5の23第1項の規定による勧告に関すること。</p> <p>(6) 第21条の5の23第2項の規定による公表に関すること。</p> <p>(7) 第21条の5の23第3項の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(8) 第21条の5の23第4項の規定による公示に関すること。</p> <p>(9) 第21条の5の24第1項の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に関すること。</p> <p>(10) 第21条の5の25の規定による公示に関すること。</p>	
[略]		[略]	
<p>18の8 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)による次の事務(商工会連合会に係るものを除く。)</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による認定に関すること。</p> <p>(2) 第6条第1項の規定による認定に関すること。</p> <p>(3) 第6条第2項の規定による認定の取消しに関すること。</p> <p>(4) 第18条第1項の規定による認定に関すること。</p> <p>(5) 第19条第1項の規定による認定に関すること。</p> <p>(6) 第19条第2項の規定による認定の取消しに関すること。</p> <p>(7) 第22条第1項の規定による報告の徴収に関すること。</p>	[略]	<p>18の8 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)による次の事務(商工会連合会に係るものを除く。)</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による認定に関すること。</p> <p>(2) 第8条第1項の規定による認定に関すること。</p> <p>(3) 第8条第2項の規定による認定の取消しに関すること。</p> <p>(4) 第22条第1項の規定による報告の徴収(同項に規定する基盤施設事業に係るものに限る。)に関すること。</p>	[略]
[略]		[略]	
19の2 [略]		<p>19の2 [略]</p> <p>19の3 農地法による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による許可(同一の事業の目的に供するための30アールを超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(2) 第4条第8項の規定による国又は都道府県との協議(同一の事業の目的に供するための30アールを超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農</p>	都城市

		<p>地に係るものを除く。）に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第5条第1項の規定による許可（同一の事業の目的に供するための30アールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。）に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第5条第4項の規定による国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための30アールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。）に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 第18条第1項の規定による許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第18条第3項の規定による意見の聴取に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 第49条第1項の規定による立入調査等（(1)から(5)までの事務に係るものに<u>限る。</u>）に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 第49条第3項の規定による通知又は公示（(7)の事務に係るものに<u>限る。</u>）に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 第49条第5項の規定による損失の補償（(7)の事務に係るものに<u>限る。</u>）に関する<u>こと。</u></p>	
19の3 [略]		19の4 [略]	
19の4 土地改良法（昭和24年法律第195号）による次の事務	[略]	19の5 土地改良法（昭和24年法律第195号）による次の事務	[略]
(1)～(73) [略]		(1)～(73) [略]	
(74) 第113条の2第1項の規定による届出の受理（土地改良区連合に係るものに <u>限る。</u> ）に関する <u>こと。</u>		(74) 第113条の3第1項の規定による届出の受理（土地改良区連合に係るものに <u>限る。</u> ）に関する <u>こと。</u>	
(75) 第113条の2第2項の規定による公告（土地改良区連合に係るものに <u>限る。</u> ）に関する <u>こと。</u>		(75) 第113条の3第2項の規定による公告（土地改良区連合に係るものに <u>限る。</u> ）に関する <u>こと。</u>	
(76) [略]		(76) [略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表14の8の項の改正規定は平成30年4月1日から、同表中19の4の項を19の5の項とし、19の3の項を19の4の項とする改正規定及び同表19の2の項の次に19の3の項を加える改正規定は同年10月1日から施行する。

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第10号

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号及び第2項並びに第30条の40第3項の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）を利用することができる事務、本人確認情報を提供する執行機関及び提供に係る事務並びに審議会の組織及び運営に関し必要な事項について定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事 務
教育委員会	退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年宮崎県条例第18号）に基づく年金である給付の支給に関する事務であって、次に掲げるもの 1～3 [略] 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の左欄に掲げる機関のうち、教育委員会が行う同表の右欄に掲げる事務
[略]	
監査委員	[略]

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号及び第2項並びに第30条の40第1項の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）を利用することができる事務、本人確認情報を提供する執行機関及び提供に係る事務並びに審議会の設置について定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事 務
教育委員会	退職年金及び退職一時金に関する条例に基づく年金である給付の支給に関する事務であって、次に掲げるもの 1～3 [略] 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の左欄に掲げる機関のうち、教育委員会が行う同表の右欄に掲げる事務 宮崎県育英資金貸与条例（昭和49年宮崎県条例第51号）の規定に基づく貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はそれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
[略]	
監査委員	[略]
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「道交法」という。）の規定に基づく次に掲げる措置の対象となる者又はその相続人（その対象者が法人である場合には、その法人の役員又は清算人をいう。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 1 道交法第51条の4第4項本文の規定による放置違反金の納付命令 2 道交法第51条の4第6項の規定による通知 3 道交法第51条の4第13項の規定による督促 4 道交法第51条の4第14項の規定による放置違反金等の徴収

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び別表第2の教育委員会の項の改正規定（「（昭和24年宮崎県条例第18号）」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

